

令和4年第3回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和4年3月25日(金曜日)午後5時30分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 教育委員 安重 洋介

5 委員以外の出席者
(事務局)

教育部長	小貫 藤一	教育総務課長	西廣 純一
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長	中田 信二
文化スポーツ課長	遠藤 隆行	波崎教育事務所長	櫻井 俊吾
中央公民館長	大津 康彦	若松公民館長	加藤 雅子
矢田部公民館長	出沼 弘二	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
中央図書館長	保立 純子	うずも図書館長	長峯 英子
歴史民俗資料館長	成田 芳子		
第一学校給食共同調理場副場長	君和田 美菜子		
第二学校給食共同調理場場長	野口 かおる		

教育総務課長補佐 蓮田 哲也

6 案 件

- 日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第2 議案第17号 神栖市民音楽祭補助金交付要項
- 日程第3 議案第18号 神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第19号 神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第20号 神栖市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第21号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第22号 神栖市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第23号 神栖市教育振興基本計画策定委員会規則
- 日程第9 議案第24号 神栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令
- 日程第10 議案第25号 神栖市教育委員会事務局及び教育機関等の事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 日程第11 議案第26号 神栖市いじめ防止基本方針の改正について
- 日程第12 議案第27号 工事計画の策定について
4 神栖市立横瀬小学校校舎外壁改修工事
- 日程第13 議案第28号 工事計画の策定について
4 神栖市立神栖第三中学校体育館外壁改修工事

日程第14 議案第29号 工事計画の策定について

4 神栖市立波崎第四中学校校舎外壁改修工事

日程第15 議案第30号 工事計画の策定について

4 歴史民俗資料館空調設備改修工事

日程第16 議案第31号 神栖市学校医，学校歯科医の解嘱及び委嘱について

日程第17 議案第32号 神栖市教育委員会職員の人事について

日程第18 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後5時30分

閉 会 午後7時25分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 井上委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 蓮田

(2) 議 事

教育長 令和4年第3回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第16 議案第31号及び日程第17 議案第32号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会 会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

- 教育長 出席委員全員賛成のため、日程第16 議案第31号及び日程第17 議案第32号については会議を公開しないことと決定する。
- 教育長 日程第1 会議録署名委員に井上委員、会議録作成書記に蓮田教育総務課長補佐を指名する。
- 教育長 日程第2 議案第17号 神栖市民音楽祭補助金交付要項を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 文化スポーツ課長 議案第17号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第17号について、質疑を求める。
- 教育委員 補助限度額を100万円とした根拠を伺いたい。
- 文化スポーツ課長 政策企画課が補助要項を制定したときからの額であり、政策企画課と実行委員会との協議において決定したものである旨説明する。
- 教育委員 音楽祭について想定している内容を伺いたい。
- 文化スポーツ課長 2019年の実績では、第九をみんなで合唱しようとする趣旨で開催しており、舞台上で合唱した参加者約100名のほか観客500名で開催した旨説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第17号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第17号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第3 議案第18号
神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の
特例に関する規則の一部を改正する規則 を議題に供し、事務局に
説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第18号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第18号について、質疑を求める。

教育委員 任期付市費負担教職員の任期について、配置する条件及び令和4年度
の配置予定を伺いたい。

教育指導課長 任期の上限は5年である。配置する条件は、小学校の少人数学級編成
を実施するためや、専科指導を実施するため等であること、配置予定
は小学校に4名、教育指導課に生徒指導担当として1名であることを
説明する。

教育委員 学級数が減少した場合の任期付市費負担教職員への影響について伺
いたい。

教育指導課長 任期付市費負担教職員については、少人数学級編成のため配置するも
のであるが、専科指導を実施するため配置することができる。委員指
摘のとおり、既に採用されている教職員が学級数減の影響を受けるこ
とがある。今回、任用していた教職員と学級数が合わなくなり、その
1名を別の学校の専科教科に充てる方針でいたが、今回、県費による
学級増が実現しなかったため、専科に充てようとしていた教職員を充
てて市費での学級増とした経緯がある。学級数の増減と市費教職員の
配置の状況によるが、専科教科にも充てていきたいと考えている旨説
明する。

教育長 生徒指導関係でも1名、学級経営が難しい場合に派遣している。県か
らあてがわれない部分に市があてがっている旨説明する。

教育委員 100分の7.5を減額する根拠を伺いたい。

教育長 人事院勧告によるものである旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第18号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第18号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第19号
神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第19号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第19号について、質疑を求める。

教育委員 主幹教諭及び指導教諭について伺いたい。

教育長 主幹教諭は、教頭の次に位置付けられ、教頭職の一部の仕事と教務主任の仕事を行う。したがって、管理職の扱いを受け、登用試験がある。また、主幹教諭が配置された学校には、副教務として教務の補佐が1名配置される。
指導教諭については給与体系が若干異なり、将来的には管理職となる立場であるが、どちらかと言えば指導が中心である。例えば兼務発令を要せずに市内各校で英語の指導を行うことができるという、研修に主を置いているポストである。指導教諭の下は教諭となる。県では昨年の12月に県議会で承認を受けており、これを受け、市も管理規則を改正しようとするものである。ただし、すべての学校に配置できる状況ではない旨説明する。

- 教育委員 指導教諭は、新任の教職員を対象とするものであるのか伺いたい。
- 教育長 一般教諭を対象とする指導教諭である。管理職に至る過程において、特に研修に力を入れていくことになる。そして主幹教諭、それから教頭、副校長、校長という段階になる。東京都では先行して進めており、各県でも導入が進んでいる状況である旨説明する。
- 教育委員 主幹教諭及び指導教諭の導入の経緯について伺いたい。
- 教育長 校長・教頭・教諭という学校の組織に新たな役割を導入することにより、若手リーダーの育成・役割の認識・煩雑化する業務へのため組織化することで学校の経営力の強化を図っていく旨説明する。
- 教育委員 主幹教諭の配置予定を伺いたい。
- 教育長 主幹教諭は、管理職を目指す色合いが強く、指導教諭は、どちらかと言えば研修分野に進みたい教職員を対象とする色合いが強い。年齢制限と経験年数制限が加わる予定である。規模の大きな学校に配置するというものでなく、また、県全体で募集されるため、必ず神栖市に配置されるというものではない。神栖市としては指導教諭が1名採用されており、今後拡大の方向となることが考えられる旨説明する。
- 教育委員 ポストが新設されることにより教員不足が起こるのか伺いたい。
- 教育長 ポストが増えれば必要な人員が増えることとなり、教員不足は感じている。これまでは教務主任に頼っていたところがあったが、主幹教諭は教務主任の上位に位置付けられて、目標・目的が見えてきており、立場・役割も整理されてきている。指導教諭は、試験に際して実際の授業の様子を見て指導力を評価することもあり、研修分野に強い教職員が応募するようになると思われる。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第19号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第19号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第20号
神栖市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第20号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第20号について、質疑を求める。

教育委員 幼稚園の給食は、どの調理場で調理されるのか伺いたい。

教育部長 大野原幼稚園と石神幼稚園は第一学校給食共同調理場で、うずも幼稚園と須田幼稚園は第二学校給食共同調理場である旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第20号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第20号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第21号
神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第21号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第21号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第21号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第21号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第22号
神栖市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則 を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第22号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第22号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第22号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第22号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第23号
神栖市教育振興基本計画策定委員会規則
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第23号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第23号について、質疑を求める。

教育委員 教育振興基本計画の計画期間、これまでの計画は策定にあたりどのよう
に審議されてきたか及び策定委員会の人数を伺いたい。

教育総務課長 計画期間は、市総合計画に合わせて4年間である。当初計画策定にあたっては、学識経験者として元学校長や教育分野を経験した元市職員、保護者として小中学校及び幼稚園のPTA代表、学校長として小中学校長や幼稚園長の代表者、社会教育団体の代表として女性団体連絡会の代表や体育指導委員連絡協議会長、市職員として関係部の長等15名から構成される策定委員会を設置して審議しており、今回も同様に15名以内としたい旨説明する。

教育委員 規則に人数を規定する必要について伺いたい。

教育総務課長 補佐 この規則は条例の細目的事項を定めるものであり、条例に人数が規定されていることから、規則に規定しなくても差し支えない旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第23号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第23号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第24号
神栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第24号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第24号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第24号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第24号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第10 議案第25号
神栖市教育委員会事務局及び教育機関等の事務決裁規程
の一部を改正する訓令
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第25号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第25号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第25号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第25号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第11 議案第26号
神栖市いじめ防止基本方針の改正について
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第26号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第26号について、質疑を求める。

教育委員 「早期解消」を「早期対応」に改めるものであるが、方針を緩めるものであるかどうか伺いたい。

教育指導課長 解消に向けて早期に対応することが重要であり、国等においてもそのように表記されていることから、市においても同様に表記しようとするものである旨説明する。

教育長 「解消」とするには年数を経るものもあり、短期間では難しい状況がある。解消を目指すことをあきらめるものではなく、全体をとおして解消を目指して対応することを基本とするものであり、広く長くとらえていきたい旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第26号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第26号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第12 議案第27号
工事計画の策定について
4 神栖市立横瀬小学校校舎外壁改修工事
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第27号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第27号について、質疑を求める。

教育委員 今回の改修工事は初めてのものかどうか伺いたい。

教育総務課長 部分的な改修は、これまで行ってきたが、今回は大規模改修を行うものである旨説明する。

教育委員 外壁改修工事と耐震性能の関係について伺いたい。

教育総務課長 旧耐震基準に基づき建築された小中学校の校舎や体育館などは、耐震補強や改築を行っている。今回の横瀬小学校は新耐震基準に基づき建築されており、耐震性が確保されているため耐震補強は行わないが、建築後30年を経過しており、その間大規模な補修を行っていないことから外壁の老朽化が著しいため、予防的に補修を行い、長寿命化を図ることが今回の工事の目的である旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第27号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第27号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第13 議案第28号
議案第28号 工事計画の策定について
4神栖市立神栖第三中学校体育館外壁改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第28号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第28号について、質疑を求める。

教育委員 改築ではなく大規模改修とする経緯について伺いたい。

教育総務課長 今回の神栖第三中学校体育館外壁改修工事は、老朽化が進んでいる外壁やトイレ、床、扉、照明器具等改修する箇所が多くなっているが、建て替えの場合は、既存の建物を取り壊す必要があり、大規模改修以上の費用を要すると思われる。また、令和元年度に制定した学校施設等長寿命化計画においても既存の建物の有効活用を図ることとされていることから、大規模改修を行う旨説明する。

教育委員 建築後、大規模改修を行う期間について伺いたい。

教育総務課長 一概に年数ということではなく、施設全体を含めた劣化状況等を踏まえて計画している旨説明する。

教育委員 車椅子を使用するスポーツに対応できる施設について伺いたい。

教育総務課長 現状の学校施設では難しい旨説明する。

教育委員 市の体育館を障がい者のスポーツに対応できるよう改修する計画について伺いたい。

教育総務課長 学校の体育館は主に児童生徒が利用するため、学校施設整備方針等に基づき整備しており、学校以外の体育館については、障がい者スポーツも利用可能な施設もある旨説明する。

教育長 競技によっては激しく接触するものもあり、特別な仕様を必要とするものもある。今後は他の自治体の整備状況も注視しながら検討していきたい旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第28号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第28号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第14 議案第29号
工事計画の策定について
4 神栖市立波崎第四中学校校舎外壁改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第29号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第29号について、質疑を求める。

教育委員 概算工事費の根拠について伺いたい。

教育総務課長 概算工事費の額は、予算額である旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第29号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第29号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第15 議案第30号
工事計画の策定について
4 歴史民俗資料館空調設備改修工事
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

歴史民俗資料館長 議案第30号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第30号について、質疑を求める。

教育委員 対象の空調設備は、常設展示室のものかどうか伺いたい。

歴史民俗資料館長 今回の改修工事は常設展示室の空調設備の改修工事であり、その他の部屋は個別に空調設備がある旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第30号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第30号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第16 議案第31号
神栖市学校医、学校歯科医の解嘱及び委嘱について
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
【非公開】

教育長 日程第17 議案第32号
神栖市教育委員会職員の人事についてを議題に供し、事務局に説明
させる旨を述べる。
【非公開】

教育長 日程第18 諸般の報告について、事務局より報告事項について説
明を求める。

教育部長 3月議会について報告する。

教育指導課長 令和3年度末及び令和4年度始に係る教職員辞令伝達式の会場変
更について報告する。

教育総務課長 4月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 諸般の報告について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。
本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和4年第4回教育委員会定例会は、4月27日（水曜日）
午後4時00分から神栖市役所5階 501会議室 において開催する
旨を伝え、令和4年第3回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和4年4月27日 午後4時00分から
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和 4年 4月27日

会議録署名者

教育長

新橋 成夫

委員

井上 剛